

第1回兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会

議事録

令和7年8月21日（木） 9時58分～11時08分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益委員	坂本委員、庭本委員、上林委員
労働者委員	浦上委員、三浦委員、森田委員
使用者委員	竹本委員、床次委員、吉川委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官、 村田労働基準監督官、山中労働基準監督官
(1) 部会長・部会長代理の選出について (2) 兵庫県塗料製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について (3) その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 ただ今から、第1回兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会を開会します。 本日は、委員全員御出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議につきましては公開としております。傍聴の方におかれましては、受付でお渡ししています遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力の程よろしくお願い致します。 では、初回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。 審議に入ります前に、労働基準部長より、御挨拶を申し上げます。 ○岡本労働基準部長 兵庫労働局労働基準部長の岡本でございます。 本日は大変お暑い中、御出席頂きまして有難うございます。そしてまた大変お忙しい中、当専門部会の委員をお引き受けを頂きましたことを深く感謝申し上げます。どうぞよろしくお願い致します。最低賃金につきましては、地域別の最低賃金と特定賃	

金・産業別の最低賃金の２種類があるわけでございます。地域別最賃につきましては、兵庫県は８月８日に答申を頂きまして 64 円引き上げの 1,116 円ということで現在法に基づいた手続きを進行中でありまして、順調に進めば最短で 10 月 4 日から 1,116 円で発効するというような運びとなっているところであります。特定最賃につきましては、そういった中で一番大きなところは労使のイニシアティブによりまして御審議を頂くというところです。そして今日改正の必要性があるかどうかの審議が始まるわけでございますが、その審議にあたりましてはこの後事務局の方から詳しく説明をさせて頂きます。また必要性が有りとした場合ですけれども、まずは地域別最賃を 1 円は上回らないといけない、といった条件もございますので、そういったところもお含み頂きながら御審議を頂ければと思っております。現在 1,099 円でありますので 10 月 4 日以降地賃を下回るといような状況にあるということでございますが、ぜひまたそういったところも含め御審議頂ければと思います。事務局といたしましては、各委員の皆様方の審議が円滑に進みますようにしっかりと役目を努めたいと思っております。ただ、本年度地域別最賃の中央の目安審議会が異例の 7 回の審議が行われたということで、通常より 4 日程遅く特定最賃の審議がスタートしていますので各委員の皆様方には審議の日程調整において事務局から無理なお願いをさせていただくこともあろうかと思いますが、ご協力をいただければ有難く思います。まさに今日からスタートでございますが、円滑な審議が進みますようどうぞよろしくお願い致します。

○山中労働基準監督官

審議を再開させて頂く前に 2 点資料の差し替えがございますので配付させて頂きます。

続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ紹介させて頂くところではあります。時間に関係もありますので、資料 1 ページに添付してある委員名簿にて各自ご確認頂くことで代えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

それでは、議題(1)「部会長・部会長代理の選出について」に入らせて頂きます。

部会長、部会長代理の選出につきましては、慣行によりまして、公益代表委員の皆様で事前にご相談頂いて候補者をご推薦して頂き、その後、ご推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするということにさせて頂いておりますが、そのように進めさせて頂いてよろしいでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○山中労働基準監督官

それでは、そのようにさせて頂きます。

では、公益委員の方から部会長と部会長代理の推薦をよろしくお願い致します。

○上林委員

公益側委員において事前に打ち合わせております。部会長には坂本委員を、部会長代理には庭本委員を推薦することで調整を終えていますので、この2名を推薦したいと思います。

○山中労働基準監督官

ただ今部会長に坂本委員、部会長代理に庭本委員との御推薦がございましたが、労使委員の皆様如何でしょうか。

○各委員

(異議なし)

○山中労働基準監督官

異議なしとの声を頂きましたので、部会長に坂本委員、部会長代理に庭本委員が選出されたものと確認致します。

それでは、この後の議事進行につきましては、部会長にお願い致します。
よろしく申し上げます。

○坂本部会長

部会長に選出されました坂本です。慎重審議に努めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

はじめに専門部会の議事録の確認を頂く委員を決めたいと思います。

労働者側の委員は、どなたにされますか。

○浦上委員

浦上で申し上げます。

○坂本部会長

使用者側委員は、どなたにされますか。

○吉川委員

吉川で申し上げます。

○坂本部会長

それでは、当専門部会において議事録の確認を頂く委員は私と浦上委員、吉川委員とすることとします。

また、この確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代わりの委員を指名することとしたいと思いますが、それでよろしいですか。

○各委員

(異議なし)

○坂本部長

それでは、次の議題(2)「兵庫県塗料製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」に入ります。

今年も昨年と同様に「改正決定の必要性の有無について」それぞれの業界事情に詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきとの本審での決定を踏まえ、各専門部会において審議することとなりました。

事務局において、確認の意味も含めて、今年の特定最賃審議に至る経過や今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いします。

○安積賃金室長

事務局から説明します。

兵庫県では9件の特定最低賃金がございます。

お手元にお配りしておりますリーフレットをご覧ください。

これは現在の兵庫県の地域別最低賃金がかかれておりまして、また現在設定されている特定最低を一覧にしたものでございます。この特定最賃につきましては、兵庫県最賃1,052円を上回る時間額が設定されている6業種を掲載しております。繊維工業、各種商品小売業、自動車小売業の3業種は兵庫県最賃の適用となっていることがご確認頂けるかと思えます。また、特定最賃につきましては適用除外する労働者、各業種で、まかないとか簡易な業務が適用除外となっております。また18歳未満又は65歳以上の者、清掃又は片付けの業務に主として従事する者、雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のものがこの特定最賃適用除外となっていることをご留意ください。

今年は7月1日及び4日に7件の特定最低賃金について改正の申し出を頂いたところとなっております。

お配りしています専門部会資料8ページをご覧ください。

今回改正の申し出を頂きました7件の特定最低賃金について表にまとめさせていただいております。いずれも申し出時に形式的要件を具備しているものと事務局で判断・確認しましたので、7月18日の本審でそれらの申し出について委員の皆様を確認を行って頂きました。そのうえで当本審においてその改正必要性の有無についての意見を求めるとともに必要性が認められた場合には、金額の改正決定についての調査審議を求めるとような諮問をさせて頂いたところです。次の9ページにその諮問文の写しを付けております。また直近に一部の委員の方からご要望がありまして別に配布しております申し入れ書をご覧ください。これが塗料製造業に関する労働組合からの申し入れ書となっておりますのでご参照ください。

このような状況で兵庫県では令和元年までは本審において各業種を一括して改正の

必要性の審議を行い、各専門部会で金額審議のみを行っていましたが、令和2年以降は各業界事情に詳しい専門部会委員の判断に委ねるべきとの意見を踏まえ、各専門部会で改正必要性の審議を行う運びとなっております。

本年も昨年同様、各専門部会において金額改正の必要性の有無に係る審議から行っていくことを決定しております。

特定最低賃金の改正につきましては、金額の改正を行うことの必要性に係る諮問・答申、そして金額を幾らにするかという金額改正の諮問・答申の二つの段階を経て金額改正に至るというかたちになっております。

そのあたりについて簡単にご説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

特定最低賃金の審議の流れを説明した資料を添付させていただきました。

3ページですが、特定最低賃金は最低賃金法第15条から第19条で規定されていて、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するものとされております。

その決定は労使のイニシアティブにより決まり、全国で224件設定されています。

兵庫県では先程申し上げましたとおり、9件設定されているところですが、その内7件の改正申出があった状況となっております。

特定最低賃金と地域別最低賃金の関係については、特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定しなければならないと法律で定められております。

資料の4ページをご覧ください。

地域別最低賃金は時間額で1,052円となっておりますが、これは全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットである機能であるのに対し、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとしての役割設定がなされています。この点が大きく異なっています。地域別最低賃金につきましては、時間額1,116円とするという答申が出されており、今後異議申し出等の手続きが進んでいく予定となっております。

資料の5ページをご覧ください。

次に特定最低賃金の決定・改正までのプロセスです。

まず、関係労使からの申出がありましたら労働局長が諮問をし、審議会または専門部会で金額改正必要性の調査審議を行い、必要性答申があった場合は金額の諮問、金額の調査審議、改定額の決議、改定額の答申を行い、異議審を経て改定額を決定し、官報公示をして効力発生となります。

なお、注意点としまして、昭和57年の中央最低賃金審議会答申では特定最低賃金の必要性の有無につきましては新産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとされています。

つまり、改正の必要性は全会一致によらなければならないということです。一方、平成14年の中央最低賃金審議会の協議会報告では、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に係る調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい、とされています。つまり全会一致だけではなく、採決により決定することも有り得る

ことを含んでいます。

以上のことから特定最低賃金につきましては、改正の必要性は全会一致が必須ですが、金額決定は全会一致が望ましいとされています。

また、改正の必要性有りとなった場合は、先程ご説明させて頂きましたように最低賃金法第 16 条の定めにより地域別最低賃金よりも高い額、最低 1 円以上の引き上げで特定最低賃金を決定することが求められています。

今年の場合ですと兵庫県最低賃金を 1,116 円に引き上げる答申を頂いており、流れとしては 9 月 4 日に官報公示されれば 10 月 4 日に最低賃金が 1,116 円ということになりますので、特定最賃につきましても兵庫県最賃を超えない改正は有り得ないということになります。また特定最低賃金は労働者側が申出を行った最も低い労働協約の時間額を超える金額での改正はできません。

具体的には資料の 8 ページ「特定最低賃金申出状況一覧表」をご覧ください。

表の左が塗料製造業で、「最も低い金額」、「労働協約(時間額)」に「1,160 円」とありますが、そのため 1,160 円を超えることはできないことになっています。

事務局からの説明は以上となります。

○坂本部長

ただ今の説明について、御意見、御質問はありますか。

○各委員

(意見なし)

○坂本部長

それでは、兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思いますが、事務局から、本日お配り頂いている各種参考資料の説明をお願いします。

○安積賃金室長

続きましてお配りしております資料のうち、主に経済概況や雇用状況等に係る部分を説明させて頂きます。また兵庫労働局において独自に実施しました基礎調査の結果について説明させていただきたいと思いますが、この部分については担当の事務局の村田から説明させて頂きます。

以下の資料について説明。

資料No. 7 一般職業紹介状況（令和 7 年 6 月分）抜粋（兵庫労働局職業安定部職業安定課 令和 7 年 8 月 1 日発表）

資料No. 8 管内金融経済概況（日本銀行神戸支店 2025 年 7 月 18 日）

資料No. 9 毎月勤労統計調査地方調査月報（兵庫県 令和 7 年 5 月）抜粋

資料No.10 兵庫県の経済・雇用情勢（兵庫県産業労働部 令和 7 年 6 月 18 日公

表) 抜粋

資料No.11 兵庫県鉱工業指数月報(兵庫県企画部 令和7年5月速報) 抜粋

資料No.12 連合兵庫 2025 春季生活闘争 平均賃金方式 第7回(最終) 回答集計
(連合兵庫 2025 年 7 月 3 日公表)

資料No.13 「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果(2025 年 6 月 4 日 日
本商工会議所・東京商工会議所)

資料No.14 塗料製造業関係最低賃金(令和5、6年度、全国)

○村田労働基準監督官

私から配布させて頂いております参考資料のうち、基礎調査の結果の概要等について御説明させて頂きます。

以下の資料について説明。

資料No.6 令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果(特定最賃)」(12~31 ページ)

○坂本部長

ただ今の説明について、何か御意見、御質問はありますか。

○各委員

(意見なし)

○坂本部長

それでは、審議を続けます。

事務局の説明にもありましたが、特定最賃の改正の必要性の有無に関しては、全会一致が原則ということになり、全会一致に至らなかった場合は、改正の必要性は無しということになります。

また、全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。

各委員におかれましては、非常に限られた時間の中で、大変な御苦労をお掛けいたしますが、よろしくお願い致します。

それでは、まず労使それぞれから、兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議に当たって、基本的な考え方を伺わせて頂きたいと思います。

その段階で、双方がご意見を同じくするのであれば、改正必要性についての結論が出たことになり答申を行うこととなりますし、また、労使の意見が異なった場合は、審議を続けていくことになります。

では最初に労使双方それぞれで、意見調整をされるでしょうか。

○労使委員

はい。

○坂本部長

それでは、それぞれ別室でお願いいたします。

(労使それぞれ別室で意見調整。)

○坂本部長

それでは審議を再開します。

改正の申出をされた労側委員から金額改正の必要性に関するお考えをお聞きしたいと思います。お願いします。

○浦上委員

労働側の委員として私、浦上の方から必要性の有無について説明させていただきます。

まず、日塗工の昨年 2024 年度の需要の結果では原材料や諸物価の高騰や労働力不足によって自動車産業など減産の影響を受けましたが特に船舶の修繕需要が順調に推移し各社業績を上げた会社も見受けられました。25 春闘の賃上げ率 5.25 パーセントと 25 春闘の結果では加重平均として 5.3 パーセントの賃金改善が達成されました。兵庫県最賃の状況として、地賃 64 円アップというのが出されているなか塗料業界の発展のためにはこの特賃 5.3 パーセント以上の引き上げが必要であると考えています。もう一つの大きな問題として先ほどの労働局の調査結果以上に中小では人手不足が非常に深刻な問題となっております。労働側としては、塗料産業への人材確保の観点からも特定最賃の改正の必要性を訴えていきたいと考えております。

以上です。

○坂本部長

次に使用者側委員からお願いします。

○吉川委員

それでは吉川から発言させてもらいたいと思います。

使用者側といたしましては、今後地方最賃の方が引き上げ幅が上昇していることから長期的な視点では必要性は薄れてくる傾向にあると思われ、またその可能性が強いと思いますが、塗料業界の専門性・特異性また今後の人材確保等を考慮しますと業界としての改定に対する有意性・特異性といった事情はあると思いますので、今 47 円の差がありますが特定最賃として地方最賃に対する現時点での有意性は必要であると考えています。ただし、次回以降の金額審議につきましては春季交渉の結果とか物価指数、業界における生産動向とかの先行き見通しなど具体的・客観的またそういった根拠に基づいて、数値に基づいて丁寧な審議をお願いしたいという前提で必要性有りと

いうことに賛同させて頂きたいと思います。

以上です。

○坂本部長

労使双方よりそれぞれの考え方をお聞きしましたところ、ご意見が一致したと考えますので、本専門部会としての意見をまとめさせていただきたいと思います。

7月15日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することを議決していますので、まずは全会一致の確認をさせて頂きます。

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正の必要性の有無について、本専門部会において、「兵庫県塗料製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との内容で報告書を作成することについて御異議はございませんか。

○各委員

異議なし。

○坂本部長

出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては全会一致により「兵庫県塗料製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との結論に至ったということを確認しました。

では事務局は、「兵庫県塗料製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との専門部会報告及び答申文についてそれぞれの案の作成をして下さい。

○安積賃金室長

それでは事務局で準備をいたしますのでしばらくお待ちください。

(事務局で報告文案の準備を行う。)

○坂本部長

では、報告文案から確認したいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げて下さい。

○山中労働基準監督官

はい、報告文案を読み上げます。

令和7年8月21日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口 隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会
部会長 坂本 知可

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和 7 年 7 月 18 日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県塗料製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 上林 憲雄、坂本 知可、庭本 佳子
労働者代表委員 浦上 哲也、三浦 圭司、森田 直樹
使用者代表委員 竹本 伸久、床次 正庸、吉川 和宏

以上です。

○坂本部会長

ただ今読み上げていただいた報告文案の内容でよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○坂本部会長

それでは報告文案から案を消したものを正式な報告文とします。

続いて、今回は全会一致での議決となりますので局長あての答申を行います。

それでは事務局で、答申文案を読み上げてください。

○山中労働基準監督官

令和 7 年 8 月 21 日

兵庫労働局長

金成 真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口 隆英

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 18 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県塗料製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

○坂本部長

ただ今読み上げていただいた答申文案の内容でよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○坂本部長

それでは答申文案から案を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することとします。

本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしましたので、事務局は準備をお願いします。

（坂本部長から岡本労働基準部長に答申文を手交。）

○坂本部長

続いて議題（３）「その他」ですが、事務局から説明事項等ありますか。

○安積賃金室長

本日、改正必要性有りの答申をいただきましたので、意見聴取の公示を 15 日間行うこととなります。

そのため次回の専門部会の日程ですが、次回は 9 月 17 日水曜日午後 3 時からの開催でお願い致します。

また、次回の専門部会につきまして、公開・非公開についてのご判断をお願い致します。

○坂本部長

では次回は 9 月 17 日水曜日午後 3 時から開催します。

次回は金額審議となりますが、昨年より専門部会においても「公労使三者が集まって議論を行う部分は公開」と決定しておりますので公開したいと思います。

よろしいですか。

○各委員

異議なし。

○坂本部長

特に異議ありませんのでそのようにしたいと思います。その他ございますでしょうか。

○安積貸金室長

特にございません。（目次の訂正あり）

○坂本部長

本日の審議はこれで終わります。お疲れ様でした。

坂本 知可

浦上 哲也

吉川 和宏